

# 青森県報

第三千八百四十九号

平成二十六年  
五月三十日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定	青少年・男女共同・参画課	一
障害福祉サービス事業者の指定	障害福祉課	一
公有水面埋立ての免許の出願の要領	漁港漁場整備課	二
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出	建築住宅課	三
公 告		
争議行為の通知の公表	労政・能力開発発課	四
建設業者の許可の取消し	三八地域局	五
右 同	同	五
右 同	同	五
出先機関		
土地改良区の役員の就任	中南地域局	六
土地改良区の役員の就任及び退任	同	六
土地改良区の定款変更の認可	同	七
土地改良区の役員の就任及び退任	三八地域局	七
右 同	西北地域局	七

## 告 示

青森県告示第四百三十七号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十六年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
一三〇三	書籍	Sweetロマンズ 一五四八七 〇五	笠倉出版社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇四		恋愛宣言PINKY vol.二四 一五六六 〇六	秋水社	
一三〇五		mini パラ 〇八四九三 六	竹書房	
一三〇六		Young Love Comic aya 一八八一五 〇六	宙出版	
一三〇七		無敵恋愛エスガール 〇八五七七 六	ぶんか社	
一三〇八		裏モノJAPAN 〇一八〇五 〇六	鉄人社	

青森県告示第四百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定期限
	特定非営利活動法人ラ・シャリテ	青森市第二問屋一町三丁目三の三	居宅介護	訪問介護ステーション	むつ市金曲二丁目六の六リバーサイドD	平成二六・六・一
	特定非営利活動法人ラ・シャリテ	青森市第二問屋一町三丁目三の三	重度訪問介護	訪問介護ステーション	むつ市金曲二丁目六の六リバーサイドD	"
	社会福祉法人八甲田会	十和田市大字相坂字清水七八の二三二	就労継続B型支援	就労継続支援B型事業所	十和田市大字相坂字清水七八の二〇二四	"
	有限会社修清	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	就労移行支援	ライフサポート夢の森	五所川原市金木一町芦野二〇〇の二二	"

青森県告示第四百三十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十六年五月二十二日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、東通村役場に備えて縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
- 1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢二〇番一・一六、四一番五、四一番一、四一番二四から四一番二六まで及び四四番に隣接する地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からシの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とシの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 X座標 プラス一五五四五・八四四 Y座標 プラス一五五五・五八六
- イの地点 X座標 プラス一五五四四・八九九 Y座標 プラス一五五三・四四七
- ウの地点 X座標 プラス一五五三四・四二三 Y座標 プラス一五五三・三〇〇
- エの地点 X座標 プラス一五五三四・三九三 Y座標 プラス一五五二・二九二
- オの地点 X座標 プラス一五五三〇・四一六 Y座標 プラス一五五二・〇八二
- カの地点 X座標 プラス一五五三〇・四一六 Y座標 プラス一五五二・〇八二
- キの地点 X座標 プラス一五五二〇・四五六 Y座標 プラス一五五二・〇四一
- クの地点 X座標 プラス一五五二〇・五〇二七 Y座標 プラス一五五二・〇二七
- ケの地点 X座標 プラス一五五三五四・六六〇 Y座標 プラス一五五二・〇二七

- 四 埋立地の用途  
漁港施設用地
- 3 面積  
二〇、一八三・三七平方メートル
- 3 面積  
八、五二四・一五平方メートル
- 三 埋立てに関する工事の施行区域
- 1 位置  
下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢二〇番一六、四一番五、四一番八、四一番一、四一番二四から四一番二六まで及び四四番に隣接する地先公有水面
- 2 区域  
測量法第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
- の地点 X座標 プラス一五五四七四・六九九  
Y座標 プラス五一九一・二九六
  - の地点 X座標 プラス一五五四五・五一一  
Y座標 プラス五一〇〇八・五六五
  - の地点 X座標 プラス一五五一九三・八五七  
Y座標 プラス五二〇〇・四三五
  - の地点 X座標 プラス一五五一九五・四八七  
Y座標 プラス五一九四六・六六八
  - の地点 X座標 プラス一五五三四二・六三二  
Y座標 プラス五一九五一・一三一
  - の地点 X座標 プラス一五五三五五・〇三六  
Y座標 プラス五一八九三・五九九

青森県告示第四百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
	株式会社 建築構造 センター	東京都新宿区新宿 二丁目一の二	一 東京都新宿区 二 新宿二丁目一の二 三 白鳥ビル二階 四 宮城県仙台市青葉区本町二丁目八番一 五 青森県八戸市 六 青森県弘前市 七 青森県弘前市 八 青森県弘前市 九 青森県弘前市 一〇 青森県弘前市 一一 青森県弘前市 一二 青森県弘前市 一三 青森県弘前市 一四 青森県弘前市 一五 青森県弘前市 一六 青森県弘前市 一七 青森県弘前市 一八 青森県弘前市 一九 青森県弘前市 二〇 青森県弘前市	平成二十六年五月二十六日



政雄から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十六年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

二〇一四年夏期組合要求の前進および実現

二 争議行為をなす日時

平成二十六年六月一日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸赤十字病院の全職場、または一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社長根工務店

二 代表者の氏名 長根 六三

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字糠塚字長久保二九の一四七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一四九六〇号

五 取消年月日 平成二十六年五月一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ナガセ建設

二 代表者の氏名 長瀬 正剛

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字大久保字大山八一の二九

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第三〇〇三三六号

五 取消年月日 平成二十六年五月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社匠美建

二 代表者の氏名 大國 勇



監事	村岡 嘉夫	大字上十川字北原四番一〇の一
"	熊沢 秀規	大字下山形字下目内四の二
"	木立 勝広	大字高館字甲花岡一四三の二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前北部土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年五月三十日

中南地域県民局長 高原 至 智

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年五月三十日

三八地域県民局長 中嶋 和 行

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	町 義雄	八戸市南郷区大字島守字館下前五〇	平成二六・四・二六就任
"	坂本 明	字白山五の一	"
"	大沢 俊直	字上巨平一三	"
"	釜谷 三亟	字畑四の一	"
"	門前 勝男	字門前一〇	"
"	谷川 幸雄	字相畑三六の一	"
"	春日 孝臣	字春日六の一	"
"	川畑 秀雄	字馬場五	"

監事	大坪 文雄	字下江花沢七	"
"	大坪 栄一	字門前三二の一	"
"	沢代 健一	字沢代三二の一	"
"	角金 薫	字小平四	"
"	狹館 博史	字狹館一	"
"	川畑 修一	字川端四	"
理事	明戸 紘一	字中明戸の一	二六・四・一五退任
"	町 義雄	字館下前五〇	"
"	坂本 明	字白山五の一	"
"	小山 綱弘	字砂籠三三	"
"	釜谷 三亟	字畑四の一	"
"	門前 勝男	字門前一〇	"
"	堰端 義弘	字前平一〇	"
"	根岸 清美	吹上五丁目四の四一	"
"	川畑 秀雄	南郷区大字島守字馬場五	"
"	坂 保	字上江花沢一の一	"
"	大坪 栄一	字門前三二の一	"
"	大沢 俊直	字上巨平一三	"
"	狹館 博史	字狹館一	"
監事	松倉 賢六	字長ツム子三	"
"	川畑 修一	字川端四	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年五月三十日

西北地域県民局長 藤岡 正 昭

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任年月日
理事	宮本嘉四太郎	五所川原市字下平井町四七の一	平成 三・三就任
"	長尾 則昭	大字鶴ヶ岡字鎌田二六一の一	"
"	岩谷 博	字幾島町五七	"
"	小野 孝幸	大字鶴ヶ岡字川袋一七七の一	"
"	奈良 孝男	大字田川字藪里一三七の二	"
"	高橋 光明	大字藻川字村崎六九四の二	"
"	鹿内 清榮	大字湊字船越二三四の二	"
監事	笠井 健一	大字長橋字広野二九七の一	"
"	渡辺 光義	大字藻川字村崎六六一の一	"
"	坂本 春義	鶴田町大字鶴田字一本木一二〇の二	"
理事	宮本嘉四太郎	五所川原市字下平井町四七の一	三・五退任
"	長尾 則昭	大字鶴ヶ岡字鎌田二六一の一	"
"	高橋 光明	大字藻川字村崎六九四の二	"
"	鹿内 清榮	大字湊字船越二三四の二	"
"	小野 孝幸	大字鶴ヶ岡字川袋一七七の一	"
"	奈良 孝男	大字田川字藪里一三七の二	"
"	小笠原 進	字高松八三の一	"
"	一戸 実	大字藻川字村崎五四六	"
監事	坂本 春義	鶴田町大字鶴田字一本木一二〇の二	"
"	笠井 健一	五所川原市大字長橋字広野二九七の一	"

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭